

地域脱炭素化促進事業等に係る協議会等運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域と共生した再生可能エネルギーを促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第3項に規定する認定設備整備計画、又は再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第34号）第3条第6号に規定する事業計画としての認定を目指し、地域の合意形成等を図るために開催する協議会等の設置及び運営に要する経費の一部として、予算の範囲内で、地域脱炭素化促進事業等に係る協議会等運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2の要件の全てに適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

(補助金の額等)

第3 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 補助金の交付額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。なお、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(募集及び申請方法等)

第4 知事は、別に期間を定めて補助金の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）を募集するものとする。

2 交付申請者は、知事が別に定める期間内に、様式第1号による補助金交付申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

4 補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 補助金の交付を申請した者は、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による補助金交付申請辞退届を、知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5 特別会計などの納税事業として市町村等補助事業を行う市町村等（以下「特別会計事業者」という。）及び法人その他の団体（ただし、国、市町村及び一部事務組合を除く。）（以下、「民間事業者」という。）が第4第2項の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る

消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

(交付の決定等)

第6 知事は、交付申請書を受理したときは、その内容が別表6に定める補助金の交付対象の要件を満たしているか審査し、予算の範囲内で、交付の決定を行うものとする。

2 知事は、補助事業が県の二以上の会計年度にわたって実施されるときは、交付決定をそれぞれの会計年度に行うものとする。

(交付の条件)

第7 交付規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分(別表3の区分欄に定める経費ごとの配分額をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けること。ただし、第10に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業者が、第8に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
- (6) 補助事業者は、取得財産等については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理状況を明らかにしておくとともに、補助金の交付の目的に従って効果的に運用し、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (7) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。
- (8) 県が実施する他の補助事業と併用しないこと。
- (9) その他知事が必要と認める事項

(交付決定の取消し)

第8 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 暴力団排除に関する宣誓書に虚偽がある、又は、違反したとき。
- (4) 知事の承認を受けずに取得財産等を処分したとき。
- (5) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (6) その他知事が必要と認めるとき。

(補助事業の実施)

第 9 補助事業の着手は、交付規則第 4 条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第 3 号により知事に届け出なければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 10 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更
- (2) 補助対象経費の総額の 20 パーセント以内の減少
- (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合における、各配分額のうちいずれか低い額の 20 パーセント以内の変更
- (4) その他知事が認める変更

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 交付規則第 12 条第 1 項の規定による補助事業等実績報告書は、様式第 6 号による。

2 交付規則第 12 条第 1 項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、別表 7 のとおりとする。

3 補助事業者は、補助事業の完了日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告の際の消費税及び地方消費税)

第 13 特別会計事業者及び民間事業者は、前条の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を、減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 14 知事は、第 12 に規定する実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(実績報告後の消費税及び地方消費税)

第 15 特別会計事業者及び民間事業者は、第 12 の規定による実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しな

なければならない。

（書類の提出）

第16 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、提出先は環境生活部次世代エネルギー室とする。

（成果の公表等）

第17 知事は、地域と共生した再生可能エネルギーに関する県民の意識の高揚を図るため、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地及び補助事業の内容等を公表し、補助事業に係る率直的な取組を広報することができる。

2 知事は、この要綱の目的を達するため、補助事業者に対し、補助事業の実施経過に係る資料の提出を求め、現地調査をし、又は必要な協力を依頼することができる。

3 知事は、第1項及び第2項に関し、必要に応じて、対象市町村へ情報提供を行うとともに、意見を求めることができる。

（補助事業者の協力義務等）

第18 補助事業者は、第17第2項の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

（その他）

第19 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 2 第 1 項関係）

区分	内容
補助事業の要件	下記 1～4 の全てを満たす協議会等の団体（以下、「協議会等」とする。）を設置し、又はこれを運営する事業 1 協議会等の目的が、再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づき、同税の課税対象となる条件を満たす再生可能エネルギー発電設備に係る事業計画（以下、「対象事業計画」という。）について、下記（1）から（3）に掲げる計画のうちいずれかへの認定を目指し、地域の円滑な合意形成等を図るために開催するものであること。 （1）地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画 （2）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 3 項に規定する認定設備整備計画 （3）再生可能エネルギー地域共生促進税条例第 3 条第 6 号に規定する事業計画 2 協議会等の設置主体は、対象事業計画の立地市町村（以下、単に「立地市町村」という。）又は対象事業計画の事業者（以下、単に「実施事業者」という。）であること。 3 協議会等の設置主体が実施事業者である場合は、協議会等の構成員に立地市町村が含まれること。 4 協議会等の構成員に、当該地域の住民、当該地域の産業団体、有識者等、地域における合意形成等のために必要と考えられる者を含むこと。

別表 2（第 2 第 2 項関係）

区分	内容
補助事業者の要件	1 別表 1 に掲げる協議会等を設置する立地市町村又は実施事業者であること。 2 次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。 （2）宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。 （3）宮城県の県税を滞納していないこと。 （4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

別表 3 (第 2 第 3 項関係)

種別	内容	備考
謝金等	協議会等の構成員（実施事業者を除く、以下同じ）及び外部有識者等に対する謝金又は報酬	・ 謝金等及び旅費については、立地市町村の規定等による額を補助対象経費の上限とする。 ・ 事務所の賃借料など経常的運営に要する経費並びに備品購入費や設備設置等に対する経費は、補助対象経費としないものとする。
旅費	協議会等の構成員及び外部有識者等に対する旅費	
食糧費	協議会等の構成員及び外部有識者等に対する飲み物代（アルコール類は除く）	
消耗品費	事業実施に必要な最低限な事務用品等の購入費	
印刷製本費	資料等の作成費	
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等	
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等	
その他知事が必要と認める経費		
※国又は国の関連団体から補助金の交付を受け、又は受けようとする場合は、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額を補助対象経費とする。		

別表 4 (第 3 第 1 項関係)

区分	内容	
	対象：立地市町村	対象：実施事業者
補助率	補助対象経費の 10/10 以内	補助対象経費の 1/2 以内
補助限度額	1, 200 千円	600 千円
※補助事業が県の二以上の会計年度にわたる場合においては、その二以上の会計年度の合計の補助額について、上記の補助限度額を適用する。また、各年度の交付決定は当該年度における交付申請に対するものであり、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。		

別表 5（第 4 第 3 項関係）

区分	内容	
	対象：立地市町村	対象：実施事業者
補助金交付 申請書の添 付書類	(1) 協議会等設置に関する書類 (2) 事業計画書（様式第 1 号別添 1） (3) 収支予算書（様式第 1 号別添 2） (4) その他知事が特に必要と認めるもの	(1) 協議会等設置に関する書類 (2) 協議会等の構成員に立地市町村が構成員として含まれることに同意していることを証する書面 (3) 事業計画書（様式第 1 号別添 1） (4) 収支予算書（様式第 1 号別添 2） (5) 宣誓書（様式第 1 号別添 3） (6) 実施事業者の県税納税証明書（発行から 3 ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）の写し (7) 実施事業者が法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）の写し (8) その他知事が特に必要と認めるもの

別表 6（第 6 関係）

区分	内容
協議会等の形成	別表 1 の要件を満たす協議会等が適切に設置されているか、又は、設置される見込みがあるか。（県は立地市町村に意見を求める場合がある。）
計画の具体性	協議会等において協議するに足る具体性が対象事業計画にあるか。
実施体制	協議会等の運営の体制が十分確保されているか。
事業スケジュール	事業スケジュールが明確化されているか。

別表 7（第 1 2 第 2 項関係）

区分	内容
補助事業等実績報告書の添付書類	(1) 事業報告書（様式第 6 号別添 1） (2) 収支決算書（様式第 6 号別添 2） (3) 協議会等に使用した資料及び会議記録 (4) 補助事業に係る契約（契約書、請書、見積書等）、請求（請求書等）、支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し (5) 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの） ※市町村は省略可 (6) その他知事が必要と認めるもの